

仕様書

件名： 令和 8 年度災害救助用アルファ米

- 1 発注課 危機管理局 防災・減災部 防災計画課
- 2 品名 災害救助用アルファ米
- 3 参考商品 尾西食品株式会社製「わかめごはん、アレルギー対応五目ごはん、ドライカレー」
アルファ食品株式会社製「わかめご飯、五目ご飯、ドライカレー」
※同等品以上可
※納入する商品は同一のメーカーのものであること
- 4 数量 141,350 袋 (2,827 箱×50 袋入り)
【内訳】 わかめごはん 47,200 袋 (944 箱×50 袋入り)
アレルギー対応五目ごはん 47,200 袋 (944 箱×50 袋入り)
ドライカレー 46,950 袋 (939 箱×50 袋入り)
- 5 規格要件
 - (1) 1 食あたり 1 袋ずつ個別包装されていること。
 - (2) 1 袋の内容量は 100g 以上であること。
 - (3) 160～170ml のお湯または水を注入することで調理でき、出来上がり量 260g 以上であること。
 - (4) 調理時間は、熱湯で 15 分程度、または水で 60 分程度であること。
 - (5) 1 袋にスプーンが 1 つ付属していること。
 - (6) 包装の袋はアルミ箔フィルム又はアルミ蒸着ラミネートフィルムを使用し、チャック付きスタンディングタイプであること。
 - (7) 消費者庁が定める食品表示基準に基づく特定原材料 9 品目（えび・カシューナッツ・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ））及び消費者庁通知による特定原材料に準ずる 20 品目（アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・ pistachio・豚肉・マカダミアナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン）を含む原料を使用していないこと。また、製造ラインでの上記特定原材料等 29 品目の混入防止対策を徹底すること。
 - (8) イスラム教の教義に適合した食品であることを示すハラール認証を取得した製品であること。

6 梱包・表示

- (1) 段ボール箱1箱に50袋梱包し、納品すること。
- (2) 段ボール箱の上部、低部ともフラップの合わせ目は糊付けし、上部はテープ貼りとする。
- (3) 段ボール箱の外寸は、幅307mm×長さ422mm×高さ198mm（許容差±50mm）とする。
- (4) 段ボール箱のつま側2面及び2側面に、次の内容をそれぞれ印刷するか、印刷したものを貼り付けること。なお、表示の色は赤色、字体はゴシック体とすること。

<側面1面>

約18cm

約3cm

仙 台 市	
品 名	災害救助用アルファ米（わかめごはん）
内 容 量	〇g×50袋
製 造 年 月	20 〇〇 年 〇 月
賞 味 期 限	20 〇〇 年 〇 月末日
製 造 者	
製 造 所	
受 注 者	
受 注 所	

約12cm

<側面1面>

約21cm

約3cm

仙 台 市	
品 名	災害救助用アルファ米（わかめごはん）
内 容 量	〇g×50袋
原 材 料 名	

約10cm

<つま側2面>

約18cm

約3cm

仙 台 市 災 害 救 助 用 アルファ 米 （ わ か め ご は ん ）
本製品は、令和8年度時点において消費者庁が指定する特定原材料等29品目（えび・カシューナッツ・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）・アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・ pistachio・豚肉・マカダミアナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン）を使用しておりません。

約10cm

- (5) 表示内容、字の大きさ等は、印刷前に発注課の承認を受けること。

7 納入

- (1) 納入先は別紙「令和 8 年度災害救助用物資納入・回収先一覧表兼受領表」のとおりとする。
- (2) 納入は、各施設管理者等の立ち会いの下に行い、保管場所に整頓して行うこと。
- (3) 納入作業終了後、各施設管理者等に、別紙「令和 8 年度災害救助用物資納入・回収先一覧表兼受領表」の「受領印欄」に押印又はサインを受けること。
- (4) 納入作業終了後、以下の 2 点の写真を撮影し、その写真が添付されている書類を発注課に提出すること。
 - ①各納入先で、納入分の全箱の賞味期限が分かる写真（複数枚に分けて撮影しても可）
 - ②各納入先の納入状況が分かる写真

8 既存品の回収及び移動

- (1) 別紙「令和 8 年度災害救助用物資納入・回収先一覧表兼受領表」の「納入・回収先」から、納入と同時に次の既存品の回収を行うこと。
 - ① 令和 4 年度納入災害救助用アルファ米
- (2) 各「納入・回収先」から回収する既存品の数量及び納入年度は、別紙「令和 8 年度災害救助用物資納入・回収先一覧表兼受領表」により示すものとする。
- (3) 全ての「納入・回収先」から回収が終了するまでの期間は、回収した既存品は受注者が保管すること。
- (4) 回収した既存品は、全ての「納入・回収先」から回収が終了した後、発注課が指定する日時及び場所に移動し、指定場所のパレット上に納入年度ごとに荷崩れしないように積載すること。
- (5) 移動場所は日本通運（株）倉庫（仙台市若林区卸町東 3 丁目 1 番 2 7 号）を予定する。
- (6) 移動の作業は 1 日（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）で終えること。

9 品質保証及び検査

- (1) 納入時において、製造日より 6 か月を経っていないもので、令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日以降の賞味期限であること。
- (2) 屋内での常温保存により、納入後 5 年間は包装・内容ともに製品の品質を保証できるものであること。
- (3) (2) の内容を証明するものとして、製品に使用する原料及び各種資材等について、次の品質証明書等を納入開始までに提出すること。
 - ① 原料精米の品質証明書
 - ② アルミ包材の品質証明書
 - ③ 脱酸素剤の品質証明書
 - ④ 段ボール箱の品質証明書
 - ⑤ スプーンの品質証明書
- (4) 食品衛生法で定める登録検査機関による常温保存試験（5 年間）成績証明書を納入開始前までに提出すること。
- (5) アレルギーを持つ市民が閲覧できるようにするため、原材料名・原材料配合比・アレルゲン名・アレルゲン配合比（無い場合でも「無し」と表記）等が記載された一覧表を提出すること。
- (6) 保証期間中に包装・内容等に異常が認められた場合は受注者が責任を負うこと。

- (7) 納入時の検査は、仙台市契約規則に基づき行うものとする。なお、納入開始までに検体用サンプルとして、納入する製品と同仕様のもの 1 箱を発注課に提出すること。なお、納入する製品に規格外の不良品等の混入があった場合は、履行期限内に交換すること。

10 履行期限

- (1) 履行期限：令和 9 年 3 月 12 日（金）
- (2) 履行期限内に納入、回収及び移動業務すべてを完了すること。
- (3) 納入、回収及び移動の日程については発注課と協議し決定すること。

11 その他

- (1) 受注者は、納入、回収及び移動の日程が決定次第、日程表を発注課に提出し、承認を得ること。
- (2) 納入、回収及び移動については、契約後直ちに発注課と打合せの上、受注者において作業に必要な人員・車両を確保すること。
- (3) 納入、回収及び移動に要する費用（運搬費用、回収品の保管料、指定場所への積み上げ作業料、製品の検査料等）は、全て受注者の負担とする。
- (4) 製品に関しては、食品衛生法その他の法令を遵守すること。また、納入、回収及び移動に際しては関係法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は、疑義が生じた場合については、発注課と協議の上、決定すること。

12 連絡先

担当 仙台市危機管理局防災・減災部防災計画課
施設整備係 赤崎

所在地 〒980-8671
仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
(仙台市役所本庁舎 2 階 危機管理局執務室内)

電話 022-214-3047

FAX 022-214-8096